

## 富士川町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成 25 年 8 月 19 日

告示第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入し、現に居住していない建物(近く居住しなくなる予定の建物を含む。)及びその敷地をいう。ただし、賃貸及び分譲を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有する者で当該空き家の売買及び賃貸を行うことができるものをいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買又は賃貸を希望する所有者等から受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、当該情報を提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクによる空き家の売買又は賃貸に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書(様式第 1 号)及び空き家バンク登録カード(様式第 2 号。次条において「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書(様式第 3 号)により当該申込みをした所有者等にその旨を通知するものとする。
- 4 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる登録をすることが適当であると認めるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更及び取消しの届出)

第 5 条 前条第 3 項の規定による通知を受けた所有者等(以下「物件登録者」と

いう。)は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届(様式第4号)に当該変更内容を記載した登録カードを添付して、町長に届け出なければならない。

2 物件登録者は、登録事項の取消しをしようとするときは、空き家バンク登録台帳登録取消届(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、物件登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳の登録を取り消すものとする。

- (1) 前条第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 第4条第2項の規定による登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により空き家バンク登録台帳の登録の取消しをしたときは、当該物件登録者に空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(情報提供)

第7条 町長は、空き家バンク登録台帳に登録された必要な情報の一部を、町のホームページ等に公開し、及び次条に規定する利用登録者に提供するものとする。

2 前項の規定により公開及び提供する情報の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 物件の所在地(字名までとする。)
- (4) 物件の概要
- (5) 希望売却価格又は賃料
- (6) 利用の状況
- (7) 設備の状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図
- (10) 物件説明書(配置図・間取り図)
- (11) 写真

(空き家バンクの利用の登録)

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするとき、又は第11条第1項の規定による交渉の申込みをしようとするときは、空き家

バンク利用登録申込書(様式第7号)により町長に申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、空き家バンク利用登録完了書(様式第8号)により当該申込みをした利用希望者(以下「利用登録者」という。)にその旨を通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更及び取消しの届出)

第9条 利用登録者は、空き家バンク利用登録台帳の登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届(様式第9号)により町長に届け出なければならない。

- 2 利用登録者は、登録事項の取消しをしようとするときは、空き家バンク利用登録取消届(様式第10号)により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録台帳の登録を取り消すものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
  - (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 第8条第2項の規定による登録をした日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過したとき。
  - (4) 前条第2項の規定による届出があったとき。
  - (5) 申込みの内容に虚偽があったとき。
  - (6) 富士川町暴力団排除条例(平成24年富士川町条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により空き家バンク利用登録台帳の登録の取消しをしたときは、当該利用登録者に空き家バンク利用登録取消通知書(様式第11号)を通知するものとする。

(物件の利用の申込み等)

第11条 利用登録者は、物件登録者との交渉を希望するときは、空き家バンク交渉申込書(様式第12号)及び誓約書(様式第13号)により町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、次に掲げる者と認められるときは、当該希望物件の物件登録者及び媒介を行う者

(第13条の規定により媒介を行う者をいう。次条において同じ。)にその旨を通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、町の生活文化、自然環境等に対する理解を深め、地域の住民と協調して生活できる者

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 前条第2項の規定により通知を受けた物件登録者及び媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者と空き家の売買又は賃貸借に関する交渉を行うものとする。

2 町長は、物件登録者と利用登録者との間における空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約(次項において「契約等」という。)については、直接これに関与しないものとする。

3 町長は、契約等に関する一切の疑義、紛争等については、直接これに関与しないものとする。

(媒介)

第13条 物件登録者と利用登録者の交渉に係る媒介は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部に所属する町内の宅地建物取引業者が行うものとする。

2 町長は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部と協定を締結するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。